

# 会 務 月 報

## 第434号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■平成31年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成31年3月19日(火)  
13:30~16:30
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数32名、出席数28名
4. 出席者及び欠席者の氏名  
出席者  
会 長 佐々木宏幸  
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、  
児玉耕二、戸田和孝  
専務理事 居谷献弥  
常任理事 庄司雅美、白井 勇、濱本泰久、南 孝雄  
理 事 秋野卓生、井上勝徳、大谷秀逸、小河節郎、  
金子敏夫、神田重信、栗田政明、栗原信幸、  
澤木英二、鈴木勇人、田辺正義、富田 裕、  
舟幡 健、八島英孝、吉田 敏、渡邊 武  
監 事 木下賀之  
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、  
千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、  
吉田茂調査役  
欠席者  
常任理事 植村吉延、西川英治  
理 事 佐野吉彦、宮原浩輔  
監 事 井島 均
5. 議 事  
(1) 議長の選任

佐々木宏幸会長が議長に選任された。

#### (2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

佐々木宏幸会長、木下賀之監事

#### (3) 議決事項

##### 1) 平成31年度事業計画の承認の件

居谷献弥専務理事及び各常置委員会委員長より、資料1によって平成31年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、法制度対応、災害対策、景観・まちづくり及び適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計画の内容の説明がなされた。

議長より、平成31年度事業計画について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

##### 2) 平成31年度収支予算の承認の件

居谷専務理事より、資料2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成31年度収支予算について、次の趣旨の説明がなされた。

一般会計では、講演講習会収入・講演講習会費支出に、新規の「電磁的記録に関する講習会」実施の他、「既存住宅状況調査技術者講習」の実施及びテキスト更新並びにJAAF-MSTを告示第98号に対応させるためのバージョンアップの予算等を計上した。

議長より、平成31年度収支予算について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

##### 3) 平成31年度共同要望運動の実施の承認の件

南孝雄広報・渉外委員長より、資料3-1~3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成31年度の共同要望書は、広報・渉外委員会が単体会から提案された意見等を協議・検討した結果、昨年のものに以下のとおり追加することとした。

##### 1. 業務報酬基準に準拠した契約

(文章追加)

しかしながら、公共建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の低下と建築士事務所所員の労働環境の悪化を招く恐れがあります。

## 2. 価格以外の要素を考慮した選定

(骨子追加)

・・・入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式などを採用し、その際価格による評価をしないよう、もしくはその比重を極力抑えるよう要望いたします。

・・・適正な価格による「最低制限価格」の設定・引き上げ等を実施されますよう強く要望いたします。

単位会の希望に応じて、①早期(4月から6月)または②通常期(7月以降)の2つの時期に実施できるよう、印刷物と電子データ(PDF)を日事連で作成、提供する。

議長より、平成31年度共同要望運動の実施について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

## 4) 第43回建築士事務所全国大会(福島大会)の実施要領の承認の件

新沼義雄全国大会運営特別委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

福島大会は、大会テーマを『七転び・八起き』～福島からのメッセージ～、大会スローガンを『震災から再生、そして飛躍へ!』として、今年の10月4日を中心にとらう。みんなの文化センター(福島県文化センター)及びクーラーリアンテを会場として開催する。1人当たりの大会参加費は4,000円、パーティ参加費は12,000円、収支予算額は3,850万円である。また、大会式典前日3日午後には、クーラーリアンテで青年話創会を開催する。

続いて、主管会の福島会会長である渡邊理事より、多くの方に福島大会に参加してほしい旨挨拶がなされた。

議長より、第43回建築士事務所全国大会(福島大会)の実施要領について諮ったところ、異議なく、これを承認

した。

## 5) 知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会への入会承認の件

居谷専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

日本建築学会元会長の仙田満氏から、かねてより日本学術会議の提言に基づいて立ち上げた知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会への参加要請があったが、趣旨・目的等妥当なところもあるので、参加することとしたい。

議長より、知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会への入会について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

## (4) 報告事項

### 1) 青年話創会2018(東京開催)報告書について

鈴木勇人理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年11月の理事会で青年和創会の実施結果について報告したが、その後、企画・運営部会において報告書が作成されたので今般提出した。今回の青年話創会では、敢えてブロック毎にテーブルを分け議論した。

### 2) 建築士資格に係る実務経験の見直しについて

居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年12月の改正建築士法の成立・公布を受け、国交省では建築士資格に係る実務経験の要件について、検討会を設置し見直しているところであるが、その結果公表は夏頃の予定である。また、製図試験の受験要件に関し、学科試験の免除期間をできるだけ長くすること及び継続的に検討するよう、三会から建築指導課長宛てに要望したところである。

小河節郎理事より、今般の建築士法改正で決まったことは何かとの質問がなされ、居谷専務理事より、実務経験が受験時から登録時の要件に変更となったこと、その他は準備を進めているところであるとの回答がなされた。

### 3) 新業務報酬基準の周知、普及等について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

新業務報酬基準の周知、普及等について、本会の会誌・ホームページには既に掲載し、3月下旬には国交省からパンフレットが配布される見込みである。2月には、全国主要9都市で国交省委託事業として無料の説明会が開催され、3以降単位の協力を得て、周知普及に向けた講習会を進めているところである。新告示では、小・中規模建築物の略算表での業務量が、旧告示より低い等の指摘は認識しており、次の改正に向けて是正されるよう検討していく。

八島英孝理事より、新告示の問題点と本会の要望事項は国交省に伝わっているのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、告示が改正されたばかりで根拠を示さないと難しい。パブコメ時点でおかしいとの声は国交省にもあったようである。定期的な見直しとあるので、対応を検討しているところであるとの回答がなされた。

#### 4) 官庁施設の設計業務等積算要領の改定について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

業務報酬基準の改正(告示第98号の制定)等を反映するとともに、官庁施設の設計業務等に係る実態調査結果に基づき算定方法を見直すなどの改定が実施された。具体的な係数等は、追加業務の業務量算定率が0.15から0.2、諸経費率が1.0から1.1、技術料等経費率が0.2から0.15となった。改定後の要領は、国交省のホームページで確認できるので活用してほしい。

#### 5) CM方式(ピュア型)の制度的枠組に関する検討会について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

12月の第3回検討会では、CMRに求められる善管注意義務の範囲及びCM賠償責任保険制度のあり方について検討され、2月の第4回検討会では、CMRの選定方法、CMRの資格要件・実務要件等、CM業務報酬の積算の考え方及

びCMRの制度上の位置づけについて検討された。次回の検討会では、これまでの検討結果を落とし込んだピュア型CMガイドライン案を作成し、標準約款等の中間取りまとめがなされる予定である。なお、今後のCMRの資格要件や業務報酬等についての意見書を、2月に建築三会でまとめたところである。

#### 6) 意匠法の改正案について

児玉副会長及び居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

新聞報道により、意匠法を改正し、物品に記録・表示されていない画像や建築物の外観・内装のデザインを新たに意匠法の保護対象にすることを知り、その内容を法制度対応特別委員会のメンバーで特許庁の担当者から説明を受けた。特許庁とは、建築意匠に対する認識のギャップがある。この法改正がなされると、設計業務等を行うに当たり、既に類似のものが登録されていないか確認の手間がかかること等が危惧される。また、建築の専門家なしで検討されているので、フォローしていかなければならない。

#### 7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案について

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

「パリ協定」の発効等を踏まえ、住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、住宅・建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を盛り込んだ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」が、閣議決定された。その概要は以下のとおり。

オフィスビル等に対しては、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象に、延べ面積300㎡以上の規模のオフィスビル等を追加し、省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)の対象に、複数の建築物の連携による取組が追加される。

マンション等に対しては、届出制度における所管行政庁に

よる計画の審査を合理化し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督体制が強化される。

戸建住宅等に対しては、設計者である建築士から建築主に対して省エネ性能に関する説明を義務付ける制度の創設とトップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者が追加される。

8) 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会の設置について

舟幡健理事及び居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

レオパレス21が施工した共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案の発生を踏まえ、専門的見地から、事案に係る原因究明結果の検証を行うとともに、再発防止策等について検討し、国交省に対して提言することを目的として、学識経験者等からなる「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」が設置され、先日1回目の検討会が開催された。

鈴木理事より、物件の管理会社から改修をしたいがそのための技術者がいないとの相談が多数寄せられているとの発言がなされた。

9) ブロック塀等の安全確保対策について

居谷専務理事より、資料14によってブロック塀等の安全確保にかかわる耐震改修促進法施行令等の改正及び関係助成制度等について説明がなされた。

10) 既存住宅状況調査講習考査委員会の委員について

事務局より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

既存住宅状況調査講習考査委員会の委員の任期は、この3月末までだが、4月からの3年間は、東京会の渡辺猛委員から安藤欣也委員のみ変更となり、他は全員留任である。

11) 平成31年度の主な会議日程について

事務局より、資料16によって平成31年度の主な会議日程について説明がなされた。

12) 公益目的支出計画の実施完了について

事務局より、資料17のとおり内閣府より「公益目的支出

計画の実施完了の確認書」が交付されたとの説明がなされた。

13) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料18によって平成30年11月から平成31年1月の各月の構成員及び賠償責任保険の加入数等の報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成31年度事業計画書（案）

資料2：平成31年度収支予算書（案）

資料3-1：平成31年度共同要望運動の実施について

資料3-2：共同要望書新旧対照表

資料3-3：要望書（案）

資料4：第43回建築士事務所全国大会（福島大会）実施要領・収支予算書

資料5：「知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会」活動企画書

資料6：青年話創会2018（東京開催）報告書

資料7：建築士資格に係る実務経験の見直し方針について他

資料8：新業務報酬基準の周知・普及等について

資料9：「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定概要

資料10：第5回CM方式制度的枠組みに係る検討タスクフォース資料他

資料11：特許法の一部を改正する法律案の概要他

資料12：国土交通省プレスリリース「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定

資料13：第1回共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会資料

資料14：耐震改修促進法施行令の改正について他

資料15：既存住宅状況調査講習考査委員会の委員について

資料16：平成31年度主な会議日程

資料17：公益目的支出計画の実施完了の確認書

資料18：会員・構成員異動報告等

## ■第46回建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成31年3月4日(月) 15:00~17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 白井 勇

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

オブザーバー 伊藤 剛、辻 哲朗、中川孝昭(日事連サービス) 野口紘一、中嶋直樹(東京海上日動)

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、岡本、吉田

欠席者 副委員長 栗田政明、オブザーバー 長谷尚人(東京海上日動)

### <配付資料>

第45回建賠保険等調査専門委員会議事概要

- ・資料1-1 建賠保険の加入状況について
- ・資料1-2 インспекション賠償責任保険加入状況
- ・資料2 建賠保険の支払事例について
- ・資料3 第5回 日事連・建築士事務所賠償責任保険事故審査委員会 概要
- ・資料4 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 建賠保険2020改定に向けて
- ・追加資料 4/1更改2019年度版インспекション保険の募集パンフレット

### <議 事>

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について

(1) 建賠保険の加入の状況について

○資料1-1、1-2により、日事連サービス・辻氏から平成30年10月~平成31年1月末までの建賠保険・インспекション賠償責任保険の加入状況について報告がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・1月、2月の加入状況については少なくなっている。これは、4月から始まる団体募集にて加入するために、加入を控えている建築士事務所が多いことが影響していると考えられる。加入率については11月、12月と変わらず29%となっている。
- ・1月末時点で、会員の加入数は前年比58事務所増、非会員の加入数は前年比57事務所増。

・建賠保険加入者で、会員外から会員に移行するという方もいる一方で、廃業に伴い解約される方もいる。日事連会員への移行及び廃業に伴う解約等のデータ分析はこれから行う。

・WEB申込の申し込み状況について、途中経過であるが、申し込みが2,203件(52%)、紙面での申し込み1,742件(41%)、不継続となった事務所が30事務所、未対応が270事務所であった。WEBでの申し込み数が予想よりも多く、ニーズに対応できたと考えている。

・インспекション賠償責任保険の加入状況については、27件。調査実績自体が0~3件程度で、最低保険料での加入がほとんどである。

・追加資料にて、4/1更改2019年度版インспекション保険の募集パンフレットを配布している。内容はほぼ変わらず、レイアウトと表紙が少し変わった。

○以下、質疑応答内容

・建賠保険を通じて、非会員の方を対象とした入会案内等は可能か。

→単位会より入会案内をもらっている場合は建賠保険の案内に同封する形で送付しているが、全単位会から案内を提供してもらっているわけではない。

→単位会から入会案内の依頼は可能か。

→可能。既に、事務局連絡会議においても案内をしている。

・非会員の方の入会率が伸び悩んでいるように感じるが、経年の伸び率のデータをつくる予定はあるか。

→パンフレット内に会員のデータが、非会員については棒グラフのみあるが、細かいデータについては再度検証し、作成する。

→伸び率の中で変化した部分が見受けられた場合、要因の検証も行ってほしい。特約をつかったときに伸びたなどの情報を得られればよい。

○資料2により、東京海上日動・野口氏から平成30年10月~平成31年1月末までの支払い事例6件について、報告がなされた。概要は以下の通り。

No. 1364・・・店舗換気扇の能力不足

No. 1312・・・ホテルの客室入口ドアとユニットバスドアが

干渉しづつかり合うことでユニットバスドアに傷

No. 1376 ・ 屋根に積もった雪が氷結し、それが落下して外壁、サッシ、換気口等が破損した。

No. 1358 ・ リサイクルセンター焼却炉室内上階の温度が高くなってしまった。

No. 1350 ・ 外壁塗装に3カ所クラックが発生した。

No. 1383 ・ ・ 工場改修工事の結果、塗床に膨れが発生した。

○以下、質疑応答内容

【No. 1364】

・基本設計の段階で設備の容量まで決定されるのか。実施設計負担割合はないのか。

→実施設計が確実に行われていない可能性がある。

→施工した工務店にも負担割合が発生するべきではないか。

・保険の審査自体は保険の専門家のみで審査するのか。

→保険の専門家の他に、顧問の建築士にも判断を仰いでいる。

・設計料に対する責任割合・負担額が大きすぎるため、報酬額に応じて、見直し検討が必要ではないか。

・通常は店舗の内装設計まで建築士は関与しない。

【No. 1312】

・基本的な設計事項を検討しない設計者が増えてきていることが問題である。

・施工者はドアの干渉に気づいていたが、設計者に確認したところ、そのまま良いとの回答を得た。

→建設業法上は、施工者は建築主にも報告する義務があるはず。

【No. 1376】

・落雪等の検討はされていなかったのか。

→検討されていなかった。

【No. 1358】

・設備設計との責任割合はどのように検討しているのか。

→当事者の方々と話し合った結果、今後の取引等の事情も考慮し、50%とした。

・設計者責任の他に、施工者責任も考慮すべきではないか。

【No. 1350】

・サイディングは縦張りか横張りの指定がされているはずだが、それを無視した設計となっているのか。

→今回のサイディングについては縦張りも横張りも可能な商品であった。

→縦張りも横張りも両方が可能という仕様であるならば、下地取付ピッチ等でメーカー指定以外の仕様で指示していない限り、設計者責任は無いのではないか。

【No. 1383】

・塗床材選定を塗床材専門業者に依頼した場合も設計者責任となるのか。使用材料の性能について全てを把握し、それを図面に全て反映させなければならないのか。

→塗床材の専門業者自体は下地との関係で指摘等は行わないのか。

→設計者として全く検討せず、すべて一括して任せることに問題がある。

【総括】

・保険金の支払いには本当に必要な事案に対して行ってほしい。ミスに対する支払いが多くなってしまい、他の保険加入者の負担が大きくなってしまおうという事態は避けたい。今後、支払いの条件を協議する必要があるかもしれない。

・Web化したことによって、事務所の体制等のデータも得られるようになってきている。今後の建賠保険のサービス向上の材料として、データが活用できるかもしれない。

○資料3により、第5回事務審査委員会の報告内容について、東京海上日動・野口氏から説明がなされた。概要は以下の通り。

・一戸建ての専用住宅において、複数の瑕疵・欠陥が存在し、それに起因する雨漏りによって腐朽等の損害が発生しているとして、建物所有者が設計者（被保険者）・施工者を相手取り損害賠償請求訴訟を提起した事故。

○討議内容

・竣工日はいつか。

→平成14年。

→瑕疵担保責任期間は過ぎているのではないか。

→不法行為であると共に、所有者が変わり、瑕疵を認識した時点が

起算点となり、責任は免れなかった。

・今回の事案は、笠木から雨水が侵入し、一階の梁まで到達し腐朽していた。現在インスペクションにおいては内部まで検査する制度となっておらず、目視可能範囲を確認する程度となっている。

本来インスペクション検査費を現状よりも高く設定し、内部までしっかりと検査できる制度とするべきではないか。

## 議題2. 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 建賠保険 2020改定に向けて

○資料4により、建賠保険2020改定に向けての方針が、東京海上日動・中島氏から説明がされた。主な内容は以下の通り。

・今後の増加が予想される設計事務所の廃業への対応検討として、以下の3点を検討

①事務所代表者以外の建築士についても、廃業特約の対象拡大検討。

②現行の廃業特約補償期間5年限度の延長検討。

③廃業していない事務所に所属中の建築士個人を被保険者として追加できないか検討。

・建設設備機能担保特約条項の対象範囲拡大の検討として、以下の2点を検討。

①対象設備の範囲対象拡大検討。

②約款文言中「著しく発揮できない」という文言の基準明確化検討。

○以下、質疑応答内容

・廃業特約の検討は喫緊の課題であり、早急に対応検討が必要。

→収支上成り立つかも検討必要。

・廃業特約は日事連会員限定なのか。

→日事連会員限定。

・代表となる設計者等、補償の対象はある程度絞れるので、確認してほしい。

・団体の活動としても、設計者が業務を行う上での安心確保と、建築主の安心確保を実現するためにも整備は必要。

・設備の補償対象として、「防火設備」を加えるように検討してほしい。

・消防法は対象としているのか。

→消防法については、法令基準未達の特約にて対象としている。

→設備対象拡大範囲と特約の補償範囲が被らないようにする検討も必要。

## 議題3. その他

・弁護士相談サービスについて、対象者は建賠保険加入者のみか。

→日事連会員かつ建賠保険加入者のみ。

・インスペクション賠償責任保険の加入事務所の27社の中に、会員のいる団体等は加入しているのか。

→加入していない。

・今後の委員会開催日程について

次回委員会

第47回委員会 2019年6月10日(月)

15:00~17:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和元年

- 5月16日 会誌編集専門委員会
- 20日 基本問題検討特別委員会
- 21日 法制度対応特別委員会  
総務・財務委員会
- 23日 監査会
- 24日 建築士事務所の業務環境改善WG  
(Web会議)
- 27日 正副会長会  
常任理事会
- 28日 景観・まちづくり特別委員会  
(Web会議)
- 29日 JAAF-MST維持管理WG
- 30日 設計図書の電磁的記録による作成と保存  
のガイドライン普及促進WG
- 6月 5日 日事政研役員会  
通常理事会
- 10日 建賠保険等調査専門委員会
- 12日 日事連建築賞選考委員会
- 13日 青年WG (Web会議)

平成31年4月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成31年4月1日～4月30日  
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,705事務所  
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 5	1,018	4,406	23.1%	+ 1	270	26.5%
青森		175	953	18.4%		42	24.0%
岩手	+ 2	264	943	28.0%		68	25.8%
宮城		345	2,016	17.1%	+ 1	76	22.0%
秋田		145	971	14.9%		46	31.7%
山形		182	1,163	15.6%		57	31.3%
福島	+ 1	237	1,619	14.6%		67	28.3%
茨城		482	2,010	24.0%	+ 1	162	33.6%
栃木		169	1,386	12.2%		84	49.7%
群馬		195	1,717	11.4%	+ 1	94	48.2%
埼玉	- 1	488	4,884	10.0%		130	26.6%
千葉	- 1	379	3,456	11.0%		113	29.8%
東京	+ 12	1,593	15,207	10.5%	+ 1	578	36.3%
神奈川		775	6,135	12.6%	+ 1	211	27.2%
新潟		309	2,308	13.4%		136	44.0%
長野	- 1	415	2,150	19.3%		118	28.4%
山梨	+ 1	111	844	13.2%		10	9.0%
富山		303	1,234	24.6%		63	20.8%
石川	- 2	303	1,301	23.3%		59	19.5%
福井		223	970	23.0%		54	24.2%
静岡	- 3	410	3,156	13.0%		128	31.2%
愛知		551	5,118	10.8%	+ 1	141	25.6%
三重	+ 4	185	1,181	15.7%	+ 1	63	34.1%
滋賀		187	1,157	16.2%		35	18.7%
京都		359	2,201	16.3%	+ 1	104	29.0%
大阪		811	6,478	12.5%	+ 1	216	26.6%
兵庫	+ 1	387	3,573	10.8%		108	27.9%
奈良		106	932	11.4%	+ 1	24	22.6%
和歌山		123	778	15.8%		26	21.1%
鳥取		106	484	21.9%		47	44.3%
島根	+ 1	116	601	19.3%		63	54.3%
岡山		385	1,490	25.8%	+ 1	70	18.2%
広島		347	2,341	14.8%	+ 1	137	39.5%
山口		113	1,062	10.6%		38	33.6%
徳島		108	851	12.7%		14	13.0%
香川	+ 1	93	1,094	8.5%		18	19.4%
愛媛	+ 2	174	1,188	14.6%		43	24.7%
高知		136	622	21.9%		28	20.6%
福岡	+ 2	463	3,662	12.6%	+ 4	158	34.1%
佐賀	+ 2	184	581	31.7%		40	21.7%
長崎		251	859	29.2%		43	17.1%
熊本		226	1,401	16.1%		101	44.7%
大分		159	903	17.6%		40	25.2%
宮崎		116	1,003	11.6%		52	44.8%
鹿児島		308	1,243	24.8%		85	27.6%
沖縄		190	1,284	14.8%	+ 1	64	33.7%
計	+ 26	14,705	100,916	14.6%	+ 18	4,324	29.4%

※建築士事務所登録数は平成30年4月1日時点の数字である。